

市民の安心安全を守るために

建物利用者・事業者向け重要なお知らせ

仙台市消防局

すすきの地区で負傷者5名の火災が発生しました！

令和6年11月26日、札幌市すすきの地区の雑居ビルで火災が発生しました。

これから歳末に向け、多くの利用者が飲食店等の施設を利用し繁忙期を迎えますが、事業者の皆さまには、今一度、階段室や共用廊下などの避難経路の維持管理を徹底していただきますようお願いいたします。また、施設を利用する市民の皆さまは、必ず事前に避難経路を確認してください。

Check》施設のチェックリスト

事業者：避難経路の確保 利用者：避難経路の確認

- 避難上支障となる物品は置いていませんか。
- 燃えやすい物を置いていませんか。

円滑に避難できず、延焼が拡大して炎や煙にまかれて命を落とす危険が高まる。



事業者：防火設備の確保 利用者：誘導灯、防火戸の確認

- 防火戸等をドアストッパーで固定したり、閉鎖障害となる物品を置いていませんか。

火災の熱や煙を遮断できず、建物内に煙が充満して、避難できなくなる。



事業者：消防用設備等の維持管理 利用者：非常ベルが鳴ったら避難

- 火災を知らせる自動火災報知設備の電源や、避難口を示す誘導灯が切れている。

火災時に、火災の発生を利用者へ知らせることができず、逃げ遅れが発生する。逃げ道を見失う。



階段が1つしかない施設における避難方法

出火した建物は、地上に通じる直通階段が一つの建築物でした。このような建物は、唯一の避難経路である階段付近で火災が発生した場合に避難が困難となる可能性が高いです。火災発生時に適切な避難行動がとれるよう、避難の方法を考えておきましょう。

避難のポイント

火災の発生場所を踏まえ適切な避難経路を判断して避難することが重要です。

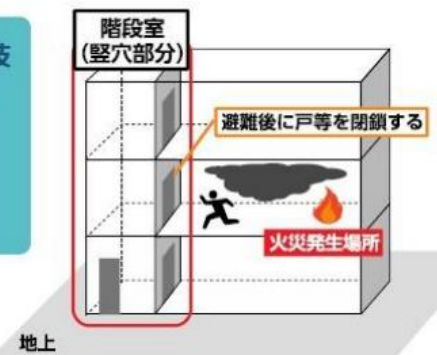
避難行動の詳細についてはこちらを確認してください。▶▶

総務省消防庁

「直通階段が一つの建築物向け避難行動に関するガイドライン」

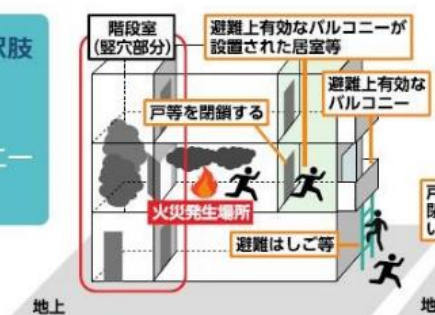


第一選択肢 直通階段



第二選択肢

避難上
有効な
バルコニー



第三選択肢 直通階段 から離れた 居室等

(①避難器具が設置されている室、②防火区画されている居室、③避難区画(設置されている場合))



火気を取り扱う飲食店の皆さまへ

日常的に火気を取り扱う飲食店では、特に厨房周りの火気管理を徹底してください。

Check》厨房チェックリスト

- 火をつけたままその場を離れない。
 - ☞ 内容物が過熱され続けて、火災になる恐れがある。
- こんろは壁から離す。
 - ☞ 炎が横に広がり、壁に接触して火災になる恐れがある。
- グリス除去装置・ダクト内を定期的に清掃する。
 - ☞ 油汚れに着火し、火災になる恐れがある。
- こんろ周りに可燃物を置かない。
 - ☞ 可燃物に接触し、火災になる恐れがある。



ご不明な点がございましたら下記の間合先まで

仙台市消防局	担当：予防部規制指導課	022-234-1111	
青葉消防署予防課査察・設備指導係	022-234-1121	太白消防署予防課指導係	022-244-1119
宮城野消防署予防課指導係	022-284-9211	泉消防署予防課指導係	022-373-0119
若林消防署予防課指導係	022-282-0119	宮城消防署予防係	022-392-8119